

徳島県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	取消年月日
△ 有限会社セリアスホー	徳島市一宮町片山三三三 一三三	有限会社セリアスホー △訪問介護事業所	徳島市一宮町片山三三 三一九	訪問介護	令和六年六月 二十八日